

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るとともに、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項にいう報酬基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、原則として協会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をすることをいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、職務執行の対価として、理事及び監事に対して報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の額については、社員総会の決議により決定する。ただし、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）及び平成37年に開催される国際博覧会協議の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律に基づき派遣された常勤理事に対する報酬年額は、各法律の定めに従い協会が派遣元団体との間で取り決めた協定等に基づく報酬案を踏まえ、別表第1に基づき社員総会の決議により報酬の上限額を決定し、理事会の決議により具体額を定めるものとする。

(役員の報酬額の決定)

第4条 常勤理事の報酬額は、第3条第2項但書に定める場合を除き、別表第1によるものとし、各理事の報酬額は、報酬額表のうちから、社員総会の決議により決定する。なお、常勤理事が職員を兼ねる場合には、第3条第2項により決定される報酬等の年額の範囲内で、6月及び12月に賞与を支給することができる。

2 常勤理事が月の中途において就任又は退任若しくは解任となった場合における当月の報酬額は日割り計算によって算定するものとする。また、1円未満の端数は、四捨五入により処理するものとする。ただし、死亡により退職した場合は、その月までの報酬を支給する。

3 監事の報酬額は別表第2によるものとし、社員総会の決議の範囲内で支給する。

(業務を執行した理事の日当)

第5条 常勤理事以外の業務を執行した理事に対しては、日当10,000円を支給することができる。

(支給日)

第6条 報酬等は、その月の月額全額をもって支給するものとし、支給日は毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給日とする。

一 17日が日曜日に当たるとき 18日（18日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第

178号)に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、15日)

二 17日が土曜日に当たるとき 16日

三 17日が休日に当たるとき 18日

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金・積立金を控除して支給する。

(支払方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第8条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費として通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の額及び支給に関しては、事務局職員の通勤手当に準ずる額とする。

(費用)

第9条 協会は、役員がその職務の執行に伴って発生した費用で、役員が負担するものを支払うものとする。

(退職慰労金)

第10条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給することができ、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができる。

2 常勤理事に対する退職慰労金は、別表第1の報酬額表に基づき、各年度に支給された報酬月額を累計し、その平均月額の金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、社員総会の決議により決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に際し必要な事項は、代表理事が社員総会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、認定法第4条に定める公益認定を受けること及び社員総会の決議を得ることを停止条件として施行する。

なお、別表第2(第4条第3項関係)監事報酬の変更については、令和2年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

	月 額
第1号	100,000円
第2号	200,000円
第3号	300,000円
第4号	400,000円
第5号	500,000円
第6号	600,000円
第7号	700,000円
第8号	800,000円
第9号	900,000円
第10号	1,000,000円
第11号	1,100,000円
第12号	1,200,000円
第13号	1,300,000円
第14号	1,400,000円
第15号	1,500,000円
第16号	1,600,000円
第17号	1,700,000円
第18号	1,800,000円
第19号	1,900,000円
第20号	2,000,000円

別表第2（第4条第3項関係）

	月 額
監 事	40,000円